

定義問題特定委員会(2017年5月14日)

「高齢者虐待に関連する諸制度の状況」

話題提供者 滝沢香委員(東京法律事務所)

## 概要

現在の国の通知や動きについて概要を解説する。

●平成27年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について(通知)(厚生労働省老健局長平成29年3月23日)

この通知の要点は次の通りである。

- 高齢者虐待の実態の把握へのさらなる取組
- 関係者等への研修等による対応力の強化
- 高齢者権利擁護等推進事業の活用⇒高齢者権利擁護等推進事業の見直し

●「介護保険法に定める第7期の国の基本指針」

(社会保障審議会介護保険部会(第71回)資料1 平成29年2月27日)

介護保険法によれば、3年を一期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされている。「基本指針」は地方公共団体での計画作成上のガイドラインに相当する。この「基本指針」において

第1 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項に

「高齢者虐待の防止等」が新設された。

●平成29年3月10日(金)「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」収録

「高齢者権利擁護等推進事業の見直し」

高齢者権利擁護等推進事業は国と都道府県の共同する事業である。今回見直しは、「予算に見合った成果を出してほしい」という行政事業レビューに基づいている。つまり、具体的な数値での成果が要求されているということである。

このなかで、「死亡事案等の個別事例の分析」が提案されている。これまで、児童では法律的な根拠に基づき死亡事例分析は行われていたが、新たに、高齢者虐待においても、それを行うという厚生労働省の意向である。

平成29年度において、「高齢者虐待対応マニュアルの改訂」が厚生労働省から提案されており、予算がとられている。

●「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案のポイント」（社会保障審議会介護保険部会（第71回）参考資料4 平成29年2月27日）

介護保険自己負担額において、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割にするなどが提示されている。

改正介護保険法案は、4/12に衆議院通過、5/14現在、参議院で審議中である（その後、5/26参議院可決。6/2公布）。「介護保険から卒業させる」和光市方式などを反映して、成果重視の考え方が盛り込まれている。「本当に必要な人の認定結果が下がる」「負担が大きくて利用が出来ない」などが起こるのではと危惧する。国としては「要介護1-2も総合事業に移行」「原則2割負担」を本当はやりたかった。これらの内容は、厚生労働省管轄の社会保障審議会介護保険部会よりは、内閣府管轄の経済財政諮問会議などで議論されている。

●成年後見制度利用促進基本計画について（平成29年3月24日閣議決定）

不正防止の徹底と利用しやすさとの調和との名目で、「後見制度支援信託」が導入されてきたが、その他の方法の検討についても提示されている。（滝沢委員の意見としては）

「後見制度支援信託」は問題が大きい。これは預金をほとんど解約して大手信託6行に口座を開設して移すというものである。本人の銀行選択の自由の侵害ともいえる。安全といえば安全であるが、手続きが煩雑で、家族がうまく利用できるかどうかという問題もある。見守り的な機能を有する信用金庫等もあり、新しい安全な金融商品の開発を手掛けている金融機関もある。

経済的虐待と成年後見制度の関係においては、本質的には、市町村が地域支援ネットワークを作るように働きかけていくことが必要ではないか。ネットワークが機能して、虐待事案を把握して、スムーズに後見申し立てにつながることができればよいのではないかと考える。

（この議事要約は和田委員が要約し、滝沢委員の校閲を経て作成されています。）